

受付印

2次選考で希望保育施設を変更する場合は**2月6日(金)**が締切です

令和8年4月入所 保育施設利用申込 変更等届出書

大阪市

区保健福祉センター所長 あて

令和 年 月 目

保護者	住所	大阪市 区		
	フリガナ			
	氏名			
	電話番号	優先的に使う連絡 先をご記入ください	—	—

先に申込みをしている保育施設利用申込みについて、次のとおり変更等を届け出ます。

児童	フリガナ				性別	男・女
	氏名					
	生年月日	平成・令和 年 月 日	クラス年齢	R8.4.1時点の年齢 をご記入ください	歳児	
当時の第1希望の保育施設または現在入所している保育施設						

希望の保育施設の変更(変更後の希望保育施設をすべてご記入ください)

保育施設によって保育方針や取組みは様々ですので、希望する保育施設の見学はしておいてください。

正当な理由なく利用を辞退した場合、次の利用調整で調整指数が-5点されます。

第1希望		<input type="checkbox"/> 福島区 <input type="checkbox"/> ()	見学済	□未
第2希望		<input type="checkbox"/> 福島区 <input type="checkbox"/> ()	見学済	□未
第3希望		<input type="checkbox"/> 福島区 <input type="checkbox"/> ()	見学済	□未
第4希望		<input type="checkbox"/> 福島区 <input type="checkbox"/> ()	見学済	□未
第5希望		<input type="checkbox"/> 福島区 <input type="checkbox"/> ()	見学済	□未
第6希望		<input type="checkbox"/> 福島区 <input type="checkbox"/> ()	見学済	□未

開設予定の希望保育施設・事業の開設が、利用開始希望日の翌日以降に延期となった場合、当該施設・事業の利用希望はどうされますか。①～③のいずれか一つを選んでください。

- ①利用調整の対象から外し、下位の希望施設・事業の順位を繰り上げる。
 - ②利用開始希望日から開設日まで1か月以内であれば希望順位はそのままにし、1か月を超える場合に利用調整の対象から外して下位の希望施設・事業を繰り上げる。
 - ③利用開始希望日から開設日まで1か月を超える場合でも希望順位はそのままにする。(最長2か月)

□ 氏名・住所の変更

□氏名・住所の変更		
項目	変更前	変更後
氏名	<input type="checkbox"/> 保護者	
	<input type="checkbox"/> 児童	
住 所		

□その他変更(世帯員の増減、保育を必要とする理由の変更※等)

※保育が必要な理由に変更が生じた際は、「保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書など）の添付が必要です。

□ 内定の辞退 ※今年度利用調整で調整指数が-5点されます

内定の保育施設・

理由：

利用申込みの取下(当てはまる番号に○をしてください)

1. 転出 2. 幼稚園・認可外施設等への入園 3. 自宅保育を継続
4. その他(理由:)

□ 利用調整における順位付け（いざれかにチェックを入れてください）

- 私は、利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。
 - 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不満はありません。